## アトラス馬木

## 重要事項説明書

アトラス馬木(以下「事業所」という)は、ご契約者に対して指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護 サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次のと おり説明させていただきます。

## ◇◆目次◆◇

- 1. 施設経営法人
- 2. ご利用事業所
- 3. 居室等の概要
- 4. 職員の配置状況
- 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 6. 事業所利用の留意事項
- 7. 非常災害対策
- 8. 事故発生時の対応について
- 9・虐待の防止のための措置に関する事項
- 10. 苦情への対応について
- 11. 提供するサービス第三者評価の実施状況

### 1. 施設経営法人

(1) 法人名 株式会社 ユニケア

(2) 法人所在地 松山市小川甲82番地

(3) 電話番号 089-994-7120

(4) 代表者氏名 代表取締役 三好 輝

## 2. ご利用事業所

(1) 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護

指定介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 施設の目的 認知症によって自立した生活が困難になった高齢者

(医師より認知症と診断された高齢者)が、 家庭的な共同生活環境のもと、残存能力の活用と 自尊心の回復を図り、その有する能力に応じ、 可能な限り自立した日常生活を送ることを目

的としている。

(3) 事業所の名称 アトラス馬木

(4) 事業所の所在地 松山市馬木町2174番地

(5) 電話番号 089-978-4200

(6) 管理者氏名 園田 冬彦

(7) 運営方針 個々のご契約者のペースを大切にして、ゆったり

とした生活を送っていただくことを目標とし、その一生が終わるまでの安住の地を提供し、家族や 地域の方々と良好な関係を持つことができるよ

う支援しています。

(8) 開設年月日 平成15年3月27日

(9) 利用定員 27名 (1ユニット9名)

## 3. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、 すべて個室です。ご契約者の心身の状況や、場合に応じて居室を変更するこ とも考えられますのでご了承ください。

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (一人部屋)	27室	各室にベッド、寝具、整理ダンスを備 えています。
食堂・居間	3室	大型テレビ、ソファーを備えていま す。
台所	3室	居間と対面式になっています。
便所	7室	男女兼用、手すりを設置しています。
浴室	4室	一般浴槽が3槽と特殊浴槽を1槽備え ています。

- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、設備 を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状 に復していただくか、相当の代価をお支払いただく場合があります。
- ・ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、 ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置

をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	員数	業務内容
管理者	1夕	事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に
目 生	1名	行います。
計画作成担当者	3名	ご契約者に係る(介護予防)(認知症対応型共
(うち1名は介		同生活介護計画、(ケアプラン)を作成し、連
護支援専門員)		携する病院等との連絡調整を行います。
介護職員	25名	日常生活上の介護並びに健康維持のための相
		談。助言等を行います。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

<サービスの概要>

## ① 食事

- ・ 当事業所では、ご契約者の残存能力に応じた役割を持っていただきながら、職員と共同で 調理や配膳を行っています。
- ・ ご契約者の希望を取り入れながら、職員が立てる献立に栄養士が助言を行いながら、季節 感に配慮した食事を提供します。
- 食事時間

朝食 7:20~8:00 昼食12:00~13:00 夕食 17:20~18:00

#### ② 入浴

・ 入浴は、契約者の希望、体調に応じて、週3回以上の入浴を予定しています。

#### ③ 健康管理

- 緊急時、必要な場合には主治医あるいは協力医療機関の医師に責任をもって引継ぎします。
- ・ 協力医療機関の往診医師、看護師、または職員の看護師、介護職員が健康についての相談 に応じるとともに、健康状態を把握します。

#### 4) 排泄

・ ご契約者の自尊心に特に配慮し、ご契約者の心身状況に応じた声かけや、必要に応じて排 泄後の後片付けをおこなっています。

#### ⑤ 機能訓練

・ 様々なリハビリ機器を設置しており、協力医療機関の医師や理学療法士のアドバイスにより、個々にあった機能訓練を行います。

## ⑥ レクリエーション

・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、グループホーム内行事や外部行事 への参加等個々にあったものを積極的に行います。

## <身体拘束の禁止>

ご契約者または他のご契約者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束、その他ご契約者の行動を制限する行為を行う場合には、別添の「身体抑制の同意書」にて、ご家族の同意を得て行い、その理由、態様、時間、及びご契約者の心身の状況等を記録し報告いたします。

### <重度化した場合における対応について>

当事業所では別に「看取りに関する指針」を定めております。ご契約者が、 医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最後の場所として事業所 を選択する場合、行われる具体的な治療や内容について説明し、

「看取り介護についての同意書」に同意をいただき、看取り介護の開始となります。

## <利用料金について>

- ① 上記のサービスについては、利用料金の大部分(7割~9割)が介護保険から給付されます。利用料金は要介護認定による要介護の程度によって異なります。自己負担分としては、介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額となります。
- ② 以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	1 日	1ヵ月(30日)
家賃 1日900円	900 円	27,000 円
食事代 1日朝 320 円	1.120 円	33.600 円
昼-夕400円		
光熱費 1日250円	250 円	7,500 円

(オムツ代実費)

- ※ ご利用期間が1ヶ月に満たない場合、家賃、光熱費については日割り計算、食事代のみ摂取分の計算とします。
- ※ 外泊時、又は短期の入院をされた場合は、家賃、光熱費については通常通り、食事代のみ摂取分だけの計算とします。

令和6年4月1日現在

要介護認定等	介護給付費	介護給付費の額	1割負担の目安	2割負担の目安
	(単位/日)	(円/日)	(円/30目)	(円/30目)
要支援 2	749	7,490	22,470	44,940
要介護1	753	7,530	22,590	45,180
要介護 2	788	7,880	23,640	47,280
要介護3	812	8,120	24,360	48,720
要介護 4	828	8,280	24,840	49,680
要介護 5	845	8,450	25,350	50,700

<sup>・</sup>当施設の介護費は、1単位=10.0円です

# <加算給付費>

加算内容	対象者	介護給付費	介護給付費の額	1割負担の目安	2割負担の目安	備考
		(単位/日)	(円/目)	(円/30目)	(円/30目)	
	要支援者					入所した日
			300	900	1,800	から起算し
初期加算	<b>一大学</b>	30				て 30 日以内
	要介護者					の期間に加
						算
	要支援者					日常的な口
口腔衛生管						腔ケアの技
理体制加算	要介護者	30(月)	300(月)	30	60	術的な助
连件制加昇	安川					言・指導を行
						う
	要支援者	246	2,460			早期退
利用者の入	要介護者			1,476	2,952	院後の安定
院期間中の 体制				(月6日が上	(月6日が上	した生活に
				限)	限)	向けた取り
						組み
医療連携体						適切な指
						導・援助を行
制加算I	要介護者	62	620	1,860	3,720	うための看
イ・Ⅱ						護師を確保
						している
介護職員等	要支援者	Ti.	介護職員等			
	要介護者		の資金改善			
処遇改善加算			等を実施す			
П	<b>カ川収</b> 日		るため加算			
				します。		

※利用者の入院期間中の体制加算は、入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる場合、一ヶ月に6日を限度として算定させていただきます。

#### <利用料金の支払方法について>

利用料金は、月末締めにて計算し、毎月5日までに請求書を発送させていただきます。 翌月15日までに現金でお支払いただくか、口座振替により、指定の日に指定の口座から引き 落とさせていただきます。

## <サービスの利用方法>

① サービスの開始

ご利用のお申し込みをいただいたら、ご契約者と家族との面談、その他身体状況と合わせ、 共同生活に適した状態にあるかどうか判定いたします。その上で、医師により認知症の診断が していただける場合において初めてサービス開始となります。

- ② サービスの終了
  - ア)契約者の都合でサービスを終了する場合 退所を希望する日の7日前までにお申し出ください。
  - イ) 自動終了
    - 契約者が死亡した場合
    - ・ 契約者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
  - ウ) その他
    - ・ 他のご契約者や当事業所、職員に対して、本契約を継続し難いほど の背信行為を行った場合、及び共同生活が著しく困難になった場合や、 入居者の暴言又は暴力により職員又は他の利用者に恐怖感を与え、共同生活が 困難とみなされた時は、退所していただく場合があります。
    - ・ サービス利用料等の支払いが3か月分遅延し、その間の催促にもかかわらず、 支払われない場合は退所していただく場合があります。
    - ・ ご契約者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院又は以前と同様の 共同生活を送ることができる見込みがない場合は、協議の上、退所していただく場合があり ます。

#### < 入所中の医療の提供について>

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において、診療をうけることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療

・入院治療を保障するものではなく、義務づけるものでもありません。) なお入院にあたりましては、ご契約者、ご家族の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場合もあります。

医療機関の名称	所在地	診療科
三好整形外科医院	松山市小川甲 82	整形外科
平和通心療内科	松山市平和通1丁目5-21	心療内科
太山寺歯科医院	松山市太山寺町 1155-1	歯科

## 6. サービスの利用に当たっての留意事項

- 面会
  - ・ 面会時間は社会常識の範囲で、特に制限はありませんが、面会時には面会者名簿に 記入の上、必ず職員に一声おかけ下さい。
- ② 外出·外泊
  - 外出、外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を申し出てください。
- ③ 持込の制限
  - ・ 入所にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことができません。
- ④ 喫煙
  - ・ 決められた場所以外での喫煙は禁止します。また明らかに喫煙、その量により、ご契約者 の健康に悪影響が出た場合、その内容について制限を加えることがあります。
  - 安全管理上、ライターは預からせていただきます。
- ⑤ 所持品・備品等の持込み
  - 紛失の原因になりますので、マジック等で消えないように必ず氏名をご記入ください。
- ⑥ 宗教活動·政治活動
  - ・ 事業所内での職員や他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮 ください。
- (7) 金銭・貴重品の管理
  - ・ 利用者、ご家族の同意を得て事業所で管理させていただく場合があります。原則として管理する範囲は日常生活品費用程度の現金に限らせていただきます。詳しくは金銭管理取扱規定に示します。

#### 7. 非常災害対策

防災設備:自動火災報知設備、誘導等設備、消火器等を設置しています。

防災訓練:法人・施設防火計画に即し、年2回行います。また、当該計画を事業所の 見やすいところに掲示します。

※ 災害時には、日中・夜間を問わず、近隣の同法人事業所への避難していただく誘導体制を 確保し、協力期間等との連携方法を策定している。

#### 8. 事故発生時の対応について

当事業所において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて、以下のとおり速やかに対応します。

<契約者に医療を要する事故(骨折・創傷等)が発生した場合>

- ① サービスを提供した職員、又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い、 医師・看護職員に報告します。
- ② 発生状況・受傷状況を確認し、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
- ③ 事故検討委員会(法人内)にて事故原因の調査・分析を行い、契約者や ご家族に誠実に説明します。

<契約者の財物が破損・紛失した場合>

- ① サービスを提供した職員、又は第一発見者は、発生状況を管理者に報告 し、管理者より速やかにご家族へ連絡します。
- ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に 誠実に説明します。
  - ※ 上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、 速やかに損害賠償を行うものとします。
  - ※ 必要に応じて、関係市町村へ報告し、再発防止のための助言や指導 を受ける場合があります。
- 9・虐待の防止のための措置に関する事項

事業所はご利用者様の権利擁護、虐待の発生を防止するため、下記に掲げる措置を講ずるものとする。 1・虐待防止のための対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 従業者に十分に周知する。

- 2・虐待防止のための指針の整備
- 3・従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4・前3号に掲げる措置を適切に実施する担当者の設置
- Ⅱ・事業所は、サービス提供中に、従業者又は擁護者(利用者の家族と利用者を擁護する者)による 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する
- 10. 苦情への対応について

<当事業所における苦情への対応>

当事業所における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

\* 苦情受付窓口(担当者)

職名 管理者 園田 冬彦

(月~土) 祝祭日を除く 9:00~17:00

\* 行政機関その他苦情受付機関

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会(089-998-3477)

(月~金) 祝祭日除く 9:00~12:00 13:00~16:30

国民健康保険団体連合会 (089-968-8700)

(月~金) 祝祭日除く 8:30~17:15

松山市指導監査課 (089-948-6968)

(月~金) 祝祭日除く 8:30~17:15

	是供するサービ 業所では、 <b>2</b> 年				面を行っていま <sup>、</sup>	す。		
評価格	日:令和 6 年 1 幾関:社会福祉 吉果:WAMNE	法人 愛媛県			<b>†</b> 。			
	个護予防) 認知 を行いました。	症対応型共同	生活介護サ	ービスの打	是供開始に際し	、本書面に基	まづき、重要事 <sup>兵</sup>	頁の
	株式会社		三 三好	輝	(II)			
		担当者						
	- ビスの提供開 年	始に同意しま 月 日		事項の説明	を受け、(介護 <sup>-</sup>	予防)認知症	臣対応型共同生活	<b></b>
	利用者	住所			<b>(</b>			
	身元保証人①	)住所						
		氏名						
		続柄						
	2	)住所						
		氏名						
		続柄						